

平成29年度 部長マニフェスト 行政管理部長

部の概要			
所属課と人員 (H29.7.1現在)	総務課・建築営繕課・職員課・防災安全課・検査担当 情報管理課(情報政策担当・法務担当含む)・市民課	95人	

部の運営方針

行政管理部は、市政運営を支える市有財産の管理、市有施設の営繕、契約事務、情報セキュリティ・法規事務、電算業務、人事管理のほか、市民に対しては防災・防犯対策などや住民票・戸籍・年金の窓口としての役割を担っています。

平成29年度では、国立市第5期基本構想第1次基本計画の重点項目である「安心・安全の確保」の実現に向けて、平成27年度改定した総合防災計画に定められた事業を的確に推進するとともに、「(仮)安心・安全まちづくり条例」を制定し、安全で安心なまち、災害に強いまちを目指していきます。

また、職員の人材育成においては、人事評価制度の充実を図るとともに、国立市人材育成基本方針の見直しを行い、本施策を的確に推進していきます。

さらに、社会保障・税番号制度(マイナンバー)の運用を安全かつ確実に実施することや市有財産の効率的な運用を推進することで、市民の利便性の向上、事務事業の効率化を図ってまいります。

平成29年度の重点項目

項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1 災害に強いまちづくりの推進	平成27年度に改定した「総合防災計画」に定められた事業を的確に推進する。特に、災害時に適切かつ柔軟な対応ができるよう庁内の各部署や関係機関と連携した防災訓練や研修等を実施していく。また、「減災」の取組を加速させるため、延焼火災など国立市の被害特性を考慮した具体的な対策を検討し、災害対応施策の推進を図る。	平成29年度においても、災害対応力向上のため、各種訓練を実施した。特に、三師会との共同訓練として医療救護対策訓練や関係機関と連携した福祉避難所運営訓練を実施した。また、平成29年6月に減災対策推進プロジェクトを立ち上げ、減災対策庁内検討会検討結果報告書を取りまとめ、平成30年2月に減災対策を計画的に推進するためのアクションプランを策定した。今後、本アクションプランを着実に実行し、減災対策を推進していく。	A
2 安心安全のまちづくりの推進	市民が安全で安心して暮らすことのできるまちを実現していくために、安心・安全の定義を明確にしたうえで「(仮)安心・安全まちづくり条例」を制定し、安心安全のまちづくりの推進を図っていく。	条例(素案)策定等の検討報告書を、平成29年第4回定例会において報告するとともに、その後市民説明会、パブリックコメントを実施した。現在、国立市防犯協会など「安心・安全」に係る団体等に対して、条例(案)についての説明を行っており、そこでの意見を踏まえ、平成30年第2回定例会へ条例の提案を行っていく予定である。	B
3 職員の人材育成の推進	職員の人材育成や意欲向上を図っていくため、人事評価の評価精度の向上に努め、評価結果を昇給や勤労手当に反映する仕組み(処遇反映)について、平成29年度から全職員を対象とすることから、本制度の定着を図っていく。また、目指す職員像を明らかにし、その育成のための方策を具体的に示す指針(国立市人材育成基本方針)の見直しを行い、人材育成施策の推進を図っていく。	人事評価の定着化にあたっては、研修等を行い、評価精度の向上に努めた。また、出先職場を中心に本制度の説明会を実施し、人事評価制度について周知に努めた。なお、平成29年度は、全職員に対して評価結果を処遇に反映した。また、人材育成基本方針の見直しについては、全職員へのアンケート調査を行い、その結果を踏まえ、骨子案の作成を行った。	C
4 社会保障・税番号制度(マイナンバー)への対応	平成29年10月から始まる各機関との情報連携を安全確実に実施できるように、平成29年度は7月からの最終的な総合運用テストも踏まえ、制度に対する市民への十分な周知、また、職員のセキュリティ意識向上を図るための研修を企画するとともに、関係課の職員とも十分連携し、円滑な運用の実現に結びつけるように事業を進める。また、市民の利便性の向上を図るため、平成29年度上半期までに戸籍証明のコンビニ交付制度を追加構築していく。	情報連携については、国のスケジュールに遅れることなく、7月からの最終運用テストを行う中で、11月から本格運用を開始した。また、本格運用開始前にE-ラーニングを活用したセキュリティ意識向上のための研修を行うとともに、要配慮者への対応を踏まえた情報連携の操作・運用マニュアルを作成し、庁内への周知を図った。なお、戸籍証明のコンビニ交付を平成29年8月に開始し、市民の利便性の向上を図った。	A
5 市有財産の効率的な運用	庁用自動車についてカーシェアリングの導入等、維持管理経費の削減や効率的な運用を検討し、また、各課で維持管理している庁用自転車の運用方法を見直し、台数の削減を図ることにより、市有財産の効率的な運用を図っていく。	平成30年2月、庁用自動車の有効活用についての方針を定め、各課が保有している庁用車(他課に貸し出し可能な14台)の運用状況を庁内掲示板に掲載し、電子上で予約することを可能とした。今後、運用状況を集計し、削減車両を抽出していく。なお、平成29年度には、1台廃車とすることを決定した。また、庁用自転車については、全体の78台中、利用頻度の低い16台を削減した。	B

【達成度】 A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満